

委託番号	7 7 2 5
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 設備管理業務委託（中央公民館）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月 1日から
令和7年（2025年）3月31日から
- 3 履行場所 草加市住吉二丁目9番1号
草加市立中央公民館
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）

5 委託内容

当該委託業務の内容は、次の表の左欄に掲げるものとし、各業務の実施に当たっては、それぞれ同表の右欄に掲げる詳細（別紙1～別紙3）に定めるとおりする。

業務の名称	詳細
1 常駐運転管理業務	別紙1
2 保守点検業務	別紙2
(1) 自家用電気工作物保安点検業務	
(2) 自家用発電設備保守点検業務	
(3) 電気時計保守点検業務	
(4) 自動ドア保守点検業務	
(5) エレベーター保守点検業務	
(6) 消防設備保守点検業務	
(7) 防火対象物点検業務	
3 環境衛生管理業務	別紙3
(1) 消毒業務	
(2) 空気環境測定等業務	
(3) 水質検査	

(1) 業務員

常駐運転管理業務員（以下「業務員」という。）については、次のとおりする。

① 業務員の配置

業務員を選任し、各業務内容を確実に履行できるよう、適切な業務員を配置すること。

② 名簿の提出

契約締結後、速やかに業務員の名簿（担当業務、氏名、生年月日、住所、経歴その他必要な事項を記載し、顔写真を貼付したもの）を提出し、発注者の承認を受けなければならない。業務員の異動が生じたときも同様とする。

③ 総括責任者の選任と責務

委託業務を円滑に遂行するため、業務員のうちから総括的な責任を有する者（以下「総括責任者」という。）を選任し、発注者に届け出なければならない。総括責任者は、業務の実施に当たって発注者との連絡調整を行うとともに、業務員に対して指揮監督を行うものとする。

④ 服装等

業務員は、業務にふさわしい服装を着用し、胸部に名札を着用しなければならない。

⑤ 業務員に対する異議

業務員として著しく不相当と認める者がいるときは、発注者は受注者に対しその事由を明示し、当該業務員の交代を求めることができる。

(2) 業務実施計画

契約締結後、速やかに業務実施計画を作成し、発注者に提出し、承認を受けること。

(3) 業務実施報告

業務の実施に当たっては、適切に記録を作成するとともに、業務実施状況を常駐運転管理業務日誌をもって報告しなければならない。

(4) 異常、事故の報告

業務員は、事故の未然防止に努めるとともに、業務中に建造物や設備に異常を発見したとき又は事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに職員に報告しなければならない。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2に定める登録業者であること。

(6) 受注者は、すでに、自家用電気工作物保安安全管理業務を受託し、関東東北産業保安監督部への手続を実施したことがあり、従業員に保安業務従事者を有しているものとする。

(7) 自家用電気工作物保安安全管理業務は、自社の有する保安業務従事者の中から、保安業務担当者を定め、あらかじめ、当該施設の担当者と面接を行うものとする。

(8) 委託業務に係る法令等の改正が行われたときは、最新の基準に準拠すること。

(9) 負担区分について

① 発注者において負担すべきもの

ア 各設備に必要な材料、部品

イ 業務に係る光熱水費及び電話料金

② 受注者において負担すべきもの

ア 各設備機器の計測に必要な計器類及び軽微な修理に必要な工具類

イ 業務に必要な最低限の消耗品

(10) 休憩場所

業務員が休憩する場合は、発注者が無償で使用するものとする。

6 その他

- (1) 見積書提出の際には自家用電気工作物保安点検業務とそれ以外の業務について、金額の明細を明記すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当と協議すること。
- (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先、同等品以上の代替物の協議に関すること
草加市立中央公民館 担当 隅田
電話048（922）5344（直通）

常駐運転管理業務（詳細）

1 業務対象 業務員が常駐し、次に掲げる業務を実施する。

(1) 暖冷房機等運転操作等

- ア 冷媒設備の高圧・低圧及び油圧の計測チェック
- イ 冷温水ポンプの圧力、電流の計測チェック
- ウ 空調機出入口の温度、電流の計測
- エ 運転状態の点検
- オ 異常音、異常振動の有無
- カ 冷媒漏洩の有無
- キ 換気装置の適時運転及び温湿度の調整
- ク 伝動装置のゆるみ、偏りの調整
- ケ 付属電動機の異常音、加熱、過負荷の点検、回転部注油及び軽微な補修、清掃、塗装
- コ エアークリフィルターの点検、清掃（ロールフィルターは除く。）
- サ その他必要な事項

(2) 残留塩素測定業務

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2第1項第5号に基づく残留塩素測定を7日に1回以上行うものとする。

(3) 電気設備操作・点検業務

- ア 受配電盤設備の監視、点検、記録及び部品の交換等軽微な修理並びに清掃
- イ 発電設備の点検、記録及び部品の交換等軽微な修理並びに清掃
- ウ 負荷設備の点検、記録及び部品の交換等軽微な修理並びに清掃

(4) その他

施設設備等の管理全般及び軽微な修理に関すること。

2 実施日及び実施時間

(1) 実施日

次に掲げる休館日を除く毎日

ア 年末年始

令和6年（2024年）12月29日（日）から

令和7年（2025年）1月3日（金）まで（6日間）

イ 臨時休館

中央公民館が指定する臨時休館日

(2) 実施時間

ア 平日（月～金）

午前8時30分から午後5時まで

イ 土曜・日曜・休日

午前８時３０分から午後９時３０分まで

３ 業務員

常時１人以上の対応とする。また、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第６条に定める建築物環境衛生管理技術者を選任できること。

４ 業務履行の報告

業務が完了したときは、毎日別に定める報告書に実施した業務内容を記録し、館長に提出すること。

保守点検業務（詳細）

1 業務対象 次の各業務の保守点検業務を実施する。

- (1) 自家用電気工作物保安点検業務
- (2) 自家用発電設備保守点検業務
- (3) 電気時計保守点検業務
- (4) 自動ドア保守点検業務
- (5) エレベーター保守点検業務
- (6) 消防設備保守点検業務
- (7) 防火対象物点検業務

2 業務内容

各業務の詳細については、別添保守点検業務実施要領のそれぞれの業務項目に定めるとおりとする。

別添

保守点検業務実施要領

1 業務名称	自家用電気工作物保安点検業務
2 保守点検内容	(1) 保安点検業務 ア 対象設備 契約設備電力 310KW イ 非常電源設備 50KVA ウ 点検回数 (ア) 月次点検 年6回隔月 (イ) 年次点検 年1回（月次点検を含む。） エ 点検方法 電気事業法第54条に基づく自家用電気工作物の保安点検業務 オ 報告 点検終了後、速やかに書面を持って報告する。 (2) 高圧受電設備清掃業務 ア 対象設備 530KVA イ 清掃回数 年1回とし、実施日時については別途協議する。 ウ 清掃方法 (ア) キュービクル内の床、受、配電盤表面等の埃等はブロアー又は掃除機で除去する。 (イ) 高圧母線、遮断機、碍子、変圧器等に付着した埃は、乾布で払い落とす。 (ウ) 碍子、ブッシング等は、乾布又は、シリコンクリーナー等を用いて清掃する。 (エ) 停・送電 清掃作業の日程等は、事前に担当者と調整のうえ決定すること。 また、停電に際して事前に負荷の状態を把握し、無充電を確認の上、短絡設置器具を取り付ける。作業終了後は、使用した用具、工具、器具等の置き忘れ又は接続部の緩み等がないか確認し、送電開始する。送電後、負荷の状態確認をすること。 (オ) 報告 点検後、速やかに書面をもって報告すること。

1 業務名称	自家用発電設備保守点検業務
2 保守点検内容	(1) 対象設備 自家発電装置（型式TLG-60SPGF）デンヨー（株） (2) 点検回数 年2回 (3) 点検の方法 消防法第17条及び関係法令に定める点検方法による。 (4) 点検の報告 法令等に定める様式により、その都度報告すること。

1 業務名称	電気時計保守点検業務						
2 保守点検内容	(1) 対象設備 ア 親時計 機種：シチズン TX10-5C 1台 イ 子時計 機種：シチズン 310φS壁時計 30台 (2) 点検回数 年1回とし、実施日時については別途協議する。ただし、不時の故障の際、直ちに技術者による迅速な修理を行う。 (3) 点検項目 次の表に掲げる項目とする。 <table><tr><td>1 親時計</td><td>(1) DC電源スイッチ (2) 修正電鍵装置 (3) 電圧計 (4) 圧力チェック押釦 (5) ヒューズ類 (6) リレー (7) 入・出力端子 (8) 音叉機体 (9) スターター (10) 電源パイロットランプ (11) 回線リレー (12) 回線進針電鍵 (13) 回線修正電鍵 (14) 回線ヒューズ (15) 回線モニター (16) 親モニター (17) 機体 (18) 指針 (19) 文字板 (20) 時報装置 (21)チャイム装置</td></tr><tr><td>2 子時計</td><td>(1) アウトレットBOX (2) 機体 (3) 指針 (4) 文字版</td></tr></table> (4) 点検報告 点検後、速やかに書面をもって報告すること。			1 親時計	(1) DC電源スイッチ (2) 修正電鍵装置 (3) 電圧計 (4) 圧力チェック押釦 (5) ヒューズ類 (6) リレー (7) 入・出力端子 (8) 音叉機体 (9) スターター (10) 電源パイロットランプ (11) 回線リレー (12) 回線進針電鍵 (13) 回線修正電鍵 (14) 回線ヒューズ (15) 回線モニター (16) 親モニター (17) 機体 (18) 指針 (19) 文字板 (20) 時報装置 (21)チャイム装置	2 子時計	(1) アウトレットBOX (2) 機体 (3) 指針 (4) 文字版
1 親時計	(1) DC電源スイッチ (2) 修正電鍵装置 (3) 電圧計 (4) 圧力チェック押釦 (5) ヒューズ類 (6) リレー (7) 入・出力端子 (8) 音叉機体 (9) スターター (10) 電源パイロットランプ (11) 回線リレー (12) 回線進針電鍵 (13) 回線修正電鍵 (14) 回線ヒューズ (15) 回線モニター (16) 親モニター (17) 機体 (18) 指針 (19) 文字板 (20) 時報装置 (21)チャイム装置						
2 子時計	(1) アウトレットBOX (2) 機体 (3) 指針 (4) 文字版						

1 業務名称	自動ドア保守点検業務													
2 保守点検内容	(1) 対象設備 ナブコDS－21型 2台 ナブコLS－23型 1台 （玄関 2台、身障者用トイレ 1台） (2) 点検回数 ア 定期点検 年1回 機械及び付属機器の定期点検・調整 イ 点検時期 原則として9月とする。ただし、具体的日時等は、別途協議する。 ウ 臨時点検 不時の故障の際、直ちに技術者による迅速な修理を行う。 (3) 点検項目 次の表に掲げる項目とする。 <table><tr><td>1 ドア・サッシ部</td><td>(1) ドアの傷 (2) 異音 (3) ガイドレール内の異物 (4) ドアとの隙間 (5) 全閉時の戸先隙間 (6) トップピボットの締結 (7) ステッカーの確認</td></tr><tr><td>2 懸架部</td><td>(1) ハンガーレールの汚れ (2) 吊車の汚れ・磨耗・損傷 (3) 作用アームの締結 (4) アームと駆動軸の磨耗 (5) ストップアの締結 (6) 吊車の締結・磨耗 (7) ハンガーレールの締結・磨耗</td></tr><tr><td>3 動力部・作動部</td><td>(1) 異音 (2) エンジンの締結 (3) 駆動軸の変形 (4) 防振ゴムの変形 (5) 従動プーリの締結 (6) ベルト・チェーン・ワイヤの締結・張り・磨耗</td></tr><tr><td>4 制御装置</td><td>(1) 開閉速度 (2) 開き角速度・閉じ角速度 (3) 徐行速度 (4) 開き保持時間 (5) 制御装置の締結</td></tr><tr><td>5 センサー部</td><td>(1) センサーの検出範囲 (2) センサーの締結 (3) 補助センサーの作動 (4) 補助センサーの締結</td></tr><tr><td>6 電気回路</td><td>(1) 総合動作(通常開閉動作・反転動作) (2) 電線の支持・接続 (3) 電源・電圧 (4) 絶縁抵抗</td></tr></table>		1 ドア・サッシ部	(1) ドアの傷 (2) 異音 (3) ガイドレール内の異物 (4) ドアとの隙間 (5) 全閉時の戸先隙間 (6) トップピボットの締結 (7) ステッカーの確認	2 懸架部	(1) ハンガーレールの汚れ (2) 吊車の汚れ・磨耗・損傷 (3) 作用アームの締結 (4) アームと駆動軸の磨耗 (5) ストップアの締結 (6) 吊車の締結・磨耗 (7) ハンガーレールの締結・磨耗	3 動力部・作動部	(1) 異音 (2) エンジンの締結 (3) 駆動軸の変形 (4) 防振ゴムの変形 (5) 従動プーリの締結 (6) ベルト・チェーン・ワイヤの締結・張り・磨耗	4 制御装置	(1) 開閉速度 (2) 開き角速度・閉じ角速度 (3) 徐行速度 (4) 開き保持時間 (5) 制御装置の締結	5 センサー部	(1) センサーの検出範囲 (2) センサーの締結 (3) 補助センサーの作動 (4) 補助センサーの締結	6 電気回路	(1) 総合動作(通常開閉動作・反転動作) (2) 電線の支持・接続 (3) 電源・電圧 (4) 絶縁抵抗
1 ドア・サッシ部	(1) ドアの傷 (2) 異音 (3) ガイドレール内の異物 (4) ドアとの隙間 (5) 全閉時の戸先隙間 (6) トップピボットの締結 (7) ステッカーの確認													
2 懸架部	(1) ハンガーレールの汚れ (2) 吊車の汚れ・磨耗・損傷 (3) 作用アームの締結 (4) アームと駆動軸の磨耗 (5) ストップアの締結 (6) 吊車の締結・磨耗 (7) ハンガーレールの締結・磨耗													
3 動力部・作動部	(1) 異音 (2) エンジンの締結 (3) 駆動軸の変形 (4) 防振ゴムの変形 (5) 従動プーリの締結 (6) ベルト・チェーン・ワイヤの締結・張り・磨耗													
4 制御装置	(1) 開閉速度 (2) 開き角速度・閉じ角速度 (3) 徐行速度 (4) 開き保持時間 (5) 制御装置の締結													
5 センサー部	(1) センサーの検出範囲 (2) センサーの締結 (3) 補助センサーの作動 (4) 補助センサーの締結													
6 電気回路	(1) 総合動作(通常開閉動作・反転動作) (2) 電線の支持・接続 (3) 電源・電圧 (4) 絶縁抵抗													

7	2次側回路等	(1) シリンダー (2) 蓄圧器 (3) 切換弁 (4) モーター (5) 圧力計のチェック (6) ドレーンの有無 (7) 機器部からの漏れ (8) フィルターの目詰まり (9) 油量 (10) 配管部からの漏れ (11) 油の汚れ
8	その他	(1) オートロック装置 (2) 非常電源装置 (3) 故障連絡先シール (4) 警告表示ラベル

(4) 報告
点検後、速やかに書面をもって報告すること。

1	業務名称	エレベーター保守点検業務							
2	保守点検内容	(1) 対象設備 ア 形式 日立製作所 P－11－C045（乗用） イ 程格積載量 750kg 11人乗り ウ 運転方式 DBコレクティブコントロール(マイコン制御) エ 特別仕様 車椅子用ホールボタン左右取付け オ 台数 1基 (2) 定期点検回数 年3回（原則として6月、12月、3月） (3) 建築基準法第12条に基づく点検回数 年1回（9月） ア 調査基準 昇降機・遊戯施設定期点検業務基準（公共建築物用）（財）日本建築設備・昇降機センター(4) 点検項目 次の表に掲げる項目とする。 <table><tr><td>1 機械室</td><td>(1) 機械室環境状況 (2) 受電盤・制御盤・信号機 (3) 電動機・巻上機 (4) ブレーキ (5) 調速機（ガバナマシン）</td></tr><tr><td>2 かご室</td><td>(1) かご走行状態 (2) 外部への連絡装置 (3) 停電灯装置 (4) かご内装・照明・ファン (5) かご操作盤・表示ランプ (6) かごの戸・敷居（シル） (7) 戸閉め安全装置（セフティシュー） (8) ドアーマニュアル開放</td></tr><tr><td>3 かご上</td><td>(1) かご上環境状況 (2) 戸の開閉装置 (3) ガイドシュー・ローラー (4) 給油器（オイラー）</td></tr></table>		1 機械室	(1) 機械室環境状況 (2) 受電盤・制御盤・信号機 (3) 電動機・巻上機 (4) ブレーキ (5) 調速機（ガバナマシン）	2 かご室	(1) かご走行状態 (2) 外部への連絡装置 (3) 停電灯装置 (4) かご内装・照明・ファン (5) かご操作盤・表示ランプ (6) かごの戸・敷居（シル） (7) 戸閉め安全装置（セフティシュー） (8) ドアーマニュアル開放	3 かご上	(1) かご上環境状況 (2) 戸の開閉装置 (3) ガイドシュー・ローラー (4) 給油器（オイラー）
1 機械室	(1) 機械室環境状況 (2) 受電盤・制御盤・信号機 (3) 電動機・巻上機 (4) ブレーキ (5) 調速機（ガバナマシン）								
2 かご室	(1) かご走行状態 (2) 外部への連絡装置 (3) 停電灯装置 (4) かご内装・照明・ファン (5) かご操作盤・表示ランプ (6) かごの戸・敷居（シル） (7) 戸閉め安全装置（セフティシュー） (8) ドアーマニュアル開放								
3 かご上	(1) かご上環境状況 (2) 戸の開閉装置 (3) ガイドシュー・ローラー (4) 給油器（オイラー）								

	4 乗場	(1) かご着床状態 (2) 戸の開閉状態 (3) 乗場の戸・敷居（シル） (4) 乗場ボタン・表示ランプ
	5 塔内・ピット	(1) 塔内・ピット内環境状態 (2) 守索（主ロープ）・調速機ロープ
(5) 監視体制 電話回線による24時間遠隔監視システム。ただし、電話回線使用料は、受託者負担とする。		
(6) 報告 点検後、速やかに書面をもって報告すること。		

1 業務名称	消防設備保守点検業務
2 保守点検内容	各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条3の3の規定に基づく点検を実施する。 (1) 点検回数 ア 外観、機能点検 年1回 イ 総合点検（アの点検も含む） 年1回 (2) 点検対象設備及び項目 別添消防設備保守点検項目一覧表のとおり (3) 作業責任者及び作業従事者 作業を実施するに当たり、消防設備士免許若しくは点検資格者を責任者と定め、委託者が指名する担当職員の承諾を得る。 (4) 緊急時の設置 火災その他による作動又は地震、台風その他原因による非常発報等の機能障害が発生したとき、業務時間内に設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、速やかに臨機の処置を行うとともに、係員に連絡し、その指示に従い機器の調整を行う。 (5) 負担区分 作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受託者の負担とする。 なお、軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については別途協議の上決定する。 (6) 提出書類 作業に先立ち、次のものを提出すること。 ア 消防設備士資格証明書の写し イ 作業者名一覧（作業責任者を明記のこと。） ウ 作業計画書（あらかじめ担当者と打合せの上決定した、外観、機能点検、総合点検の日程） (7) 記録の作成及び報告書の提出について 外観、機能点検、総合点検を実施したときは、速やかに昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号その他法令等に定める点検表を作成し提出すること。

1 業務名称	防火対象物点検業務
2 保守点検内容	防火対象物である草加市立中央公民館の機能保全のため、消防法第8条2の2の規定に基づく点検を実施する。 (1) 点検回数 年1回 (2) 作業責任者及び作業従事者 作業を実施するに当たり、点検資格者を責任者と定め、委託者が指名する担当職員の承諾を得る。 (3) 提出書類 作業に先立ち、次のものを提出すること。 ア 防火管理点検資格証明書の写し イ 作業者名一覧（作業責任者を明記のこと。） ウ 作業計画書（あらかじめ担当者と打ち合わせの上決定した、点検の日程） (4) 記録の作成及び報告書の提出について 点検を実施したときは、速やかに平成14年11月28日付け消防庁告示第8号その他法令等に定める点検表を作成し、消防署長に提出すること。 (5) 点検項目 次に掲げる項目とする。 ア 防火管理者選任の有無 イ 消化、通報、避難訓練の実施の有無 ウ 避難階段に避難の障害となる物の有無 エ 防火戸の閉鎖に障害となるものの有無 オ カーテン等の防火対象品に防火性能を有する旨の表示が義務付けられているか。 カ 消防法令の基準による消防用設備等の設置の有無

別添

消防設備保守点検項目一覧表

設 備 等	機 器 等	数 量	備 考
自動火災報知設備	受信機	1台	
	感知器	132個	
	煙感知器	28個	
	発信器	6個	
	表示灯	6個	
	電鈴	8個	
	消火栓起動連動装置	一式	
	電源装置	一式	
屋内消火栓設備	加圧送水装置	一式	
	消火栓	6基	
	操作盤	1台	
	表示板	1台	
粉末消火器	10型	28本	
誘導灯	1階	12台	
	2階	10台	
	3階	4台	
	客席小型	21台	
非常灯		17台	
非常放送設備		一式	
防火設備	排煙機	1機	
	排煙口	1台	
	シャッター	8台	
	ダンパー	5台	
	煙感知器	14個	

環境衛生管理業務(詳細)

1 業務対象	次に掲げる業務を実施する。 (1) 消毒業務 (2) 空気環境測定等業務 (3) 水質検査
2 実施期日 及び実施内容	業務の詳細については、それぞれの業務の項目に掲げるとおりとする。 (1) 消毒業務 ア 実施時期 年2回とし、実施日時については別途協議する。 イ 業務内容 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5に基づく害虫駆除、殺そ（ネズミ駆除） ウ 使用薬剤 厚生労働省認可の薬剤を使用する。 エ 方法 噴霧及び塗布 オ 消毒面積 4, 497.91 m²（延床面積） カ 消毒場所 別添平面図のとおり。 ただし、1階の喫茶室（73.49 m²）は除く。 (2) 空気環境測定等業務 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2に基づく測定を実施する。 ・空気環境測定 ア 測定期間 5月、7月、9月、11月、1月、3月の計6回とし、日時については協議する。 イ 測定回数 1日の測定回数は2回とする。 ウ 測定点数 10ポイントとする。 エ 測定項目 温度 相対湿度 気流 炭酸ガス 一酸化炭素 浮遊粉じん オ 報告 測定後、測定値の記録及び測定結果の概評を書面をもって報告する。 (3) 水質検査 ア 実施回数 年2回とし、実施日時については協議する。 イ 検査項目 水道法施行規則第56条、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第10号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の規定に基づき、次の表に掲げるとおりとする。

全 2 8 項 目	1 1 項 目	1 一般細菌 2 大腸菌 3 亜硝酸態窒素 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 5 塩化物イオン 6 有機物等（全有機炭素（TOC）の量） 7 pH値 8 味 9 臭気 10 色度 11 濁度
		1 鉛及びその化合物 2 亜鉛及びその化合物 3 鉄及びその化合物 4 銅及びその化合物 5 蒸発残留物 6 シアン化物イオン及び塩化シアン 7 塩素酸 8 クロロ酢酸 9 クロロホルム 10 ジクロロ酢酸 11 ジブロモクロロメタン 12 臭素酸 13 総トリハロメタン 14 トリクロロ酢酸 15 ブロモジクロロメタン 16 ブロモホルム 17 ホルムアルデヒド

ウ 報告

測定後、測定値の記録及び測定結果の概評は書面をもって報告する。